

国営沖縄記念公園の運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)に関する意見

No.	該当箇所	意見	回答
1	P3 1.1.2開園期間及び時間 表2 開園期間及び時間	<p>注釈にて「開園期間においても、ウイルスの感染症拡大防止等の社会事情や定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が沖縄総合事務局に協議し、承諾を得た上で休園とする。」と記載ありますが、ウイルス感染拡大防止等社会事情に伴う休園を事業者が沖縄総合事務局に協議した場合、経費負担はどうなりますか。</p> <p>ウイルス感染拡大防止等の社会事情により休園が必要な場合は、国として休園判断を行うことが望ましいのではないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス等による感染症のまん延等の影響が認められる場合など、事業者の責に帰すことができない事由による臨時休園措置については、委託費の減額は行いません。
2	P11、13、15 本業務の質の設定 公園利用者の確保	<p>海洋博覧会地区及び首里城地区において、「沖縄県が算定した入域観光客予測(国内)を基に推計した」利用者数とありますか、沖縄県の入域観光客予測はいつ時点の予測でしょうか？</p> <p>また、国内の予測とありますが、国外の入域観光客予測については、考慮されていますでしょうか？</p> <p>首里城地区においては、首里城火災の影響による利用者数の減少についても考慮されていますでしょうか？</p> <p>新型コロナによる影響は考慮されていないという認識でよろしいでしょうか？</p> <p>参考ですが、一般財団法人南西地域産業活性化センターのNIAC沖縄地域計量経済モデルによる令和4年2月22日の入域観光客予測では、令和4年見通しで4,667,000人あります。</p> <p>今後、沖縄県の入域観光客予測の見直しや、新型コロナウイルス感染等社会情勢により公園利用者数の見直しは可能なのでしょうか？</p> <p>入館者数について、海洋文化館・熱帯ドリームセンターの入館者数は、有料入館者数とされていますが、小中学生は無料となっており、無料入館者数も含めた入館者数の設定ではいかがでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県の入域観光客数と2021年度の文献等をもとに公園利用者数を推計しています。 ・国内及び国外の入域観光客予測も考慮して検討しています。(国内)の記載を削除します。 ・首里城火災の影響による利用者数の減少も考慮して検討しています。 ・新型コロナウイルス感染症の影響も含めた検討をしています。 ・新型コロナウイルス感染症等の社会情勢を踏まえた将来推計値としていますので、公園利用者数の見直しを行う予定はありません。 ・海洋文化館・熱帯ドリームセンターの入園者数については、無料入館者数も含めた値になっておりますので、「有料入館者」とした条件を削除します。
3	実施要項 P23 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項 (5)事業者と沖縄総合事務局の責任分担 表6 事業者と沖縄総合事務局の責任分担 収益施設の管理 ※上から3番目の項目	<p>(5)事業者と沖縄総合事務局の責任分担 表6 事業者と沖縄総合事務局の責任分担 「収益施設の管理」項目の責任分担において、「事業者 運営維持管理」にも、「○」の記載が必要ではないでしょうか。</p> <p>収益施設等設置管理運営規定書 第9条内閣府沖縄総合事務局と施設等運営者の責任分担 内閣府沖縄総合事務局と施設等運営者の責任分担一覧では、「収益施設管理」において、「法定点検、法定清掃、建物修繕を除く」と記載されております。</p> <p>また、実施要項1.1.5対象業務の概要 (2)対象業務項目 2)収益施設等設置管理運営業務 ①収益施設運営業務において、「飲食・物販施設、遊覧車等の運営」の記載のみであり、建物等の維持管理に関する記載がありません。</p> <p>建物等の維持管理業務については、同(2)対象業務項目 1)公園運営維持管理業務(委託費により行う業務) ③施設・設備維持管理業務 にのみ記載されております。</p> <p>実施要項1.1.5対象業務の概要 (3)業務全体像において⑤収益施設等設置管理運営業務の但し書きとして「①～④の業務を実施する上で、収益施設等設置管理運営業務と調整する業務については、①～④の業務の一環であることから委託費を充当して差し支えない」と記載されていることから、「収益施設の管理」項目の責任分担において、「事業者 運営維持管理」にも、「○」の記載が必要ではないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収益施設管理の法定点検、法定清掃、建物修繕については、沖縄総合事務局が実施します。「事業者 運営維持管理」に「○」の記載は必要ありません。
4	P23 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項 (5)事業者と沖縄総合事務局の責任分担 表6 事業者と沖縄総合事務局の責任分担 施設・物品等の修繕 ※上から11番目の項目	<p>(5)事業者と沖縄総合事務局の責任分担 表6 事業者と沖縄総合事務局の責任分担 「施設・物品等の修繕」項目の責任分担において、「事業者 運営維持管理」にも、「○」の記載が必要ではないでしょうか。</p> <p>収益施設等設置管理運営規定書 第9条内閣府沖縄総合事務局と施設等運営者の責任分担 内閣府沖縄総合事務局と施設等運営者の責任分担一覧では、「収益施設管理」において、「法定点検、法定清掃、建物修繕を除く」と記載されております。</p> <p>また、実施要項1.1.5対象業務の概要 (2)対象業務項目 2)収益施設等設置管理運営業務 ①収益施設運営業務において、「飲食・物販施設、遊覧車等の運営」の記載のみであり、建物等の修繕に関する記載がありません。</p> <p>建物の修繕については、同(2)対象業務項目 1)公園運営維持管理業務(委託費により行う業務) ③施設・設備維持管理業務 にのみ記載されております。</p> <p>実施要項1.1.5対象業務の概要 (3)業務全体像において⑤収益施設等設置管理運営業務の但し書きとして「①～④の業務を実施する上で、収益施設等設置管理運営業務と調整する業務については、①～④の業務の一環であることから委託費を充当して差し支えない」と記載されていることから、「収益施設の管理」項目の責任分担において、「事業者 運営維持管理」にも、「○」の記載が必要ではないでしょうか。</p> <p>また、収益施設の建物の構造にかかる部分とは具体的にどの範囲の設備まで入るのか詳細を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・物品等の修繕の収益施設の建物及び国所有園内交通施設の構造に関わる部分の修繕については、沖縄総合事務局が実施します。「事業者 運営維持管理」に「○」の記載は必要ありません。 ・収益施設の建物の構造に関わる部分とは、柱や梁等の建物躯体のことです。建物躯体以外については施設等運営者の費用による修繕となります。
5	別紙資料 別紙4 首里城地区平面図 (別紙-6)	今後建築される予定の「守衛詰所」について、設置場所・規模、業務内容等の詳細を教えてください。 また、「※」は図面のどこにあたるでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・図面に明記しますが、管理対象外となっています。
6	別添資料 別添13建築物維持管理点検チェックリスト (別添-64)	点検対象リストに「淑順門」が記載されていますが、実施要項の主な対象施設、別紙4の主要建物一覧には含まれていません。どちらが正しいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・淑順門は対象外なので、点検対象リストを修正します。
7	その他 全般的に	仕様書で記載されている事項は、他の管理者が実施すると明記があるもの以外については全て維持管理業務として実施するものとして数量が示される(積算されている)と考えて良いですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおりです。